

[概要] 金山町空家等対策計画

1～2. 計画策定の背景、計画の内容

1. 空家等の実態

- 平成27年度に空家の実態調査を実施
- 空家と思われる家屋が300件以上あり、外観調査では程度が良い空家が多いことを確認

2. 対策の実施地区

(1) 対象地区 本町全域

(2) モデル地区（利活用）

利活用可能な空家が一定の範囲内に集中しており、移住者に魅力がある地区



(3) 重点箇所（除去）

集落の中にあり人々の往来が多い箇所

3. 今後の空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針

1. 所有者等による管理の原則

- 空家等の管理は所有者等が自らの責任で適切に行うのが原則（空家法第3条）
- 所有者等の管理責任が全うされず、不特定多数の町民を危険から守るために町は所有者等に適正な管理を促す。

2. 移住・定住による元気なまちづくり

- 利活用可能な空家等については、所有者等の売却等の意向も確認し、住の資源として地域のニーズに合う利活用を検討する。
- 空家等に関する正確な情報の把握に努め、移住希望者に対して賃貸や売却などの希望がある空家等の情報を発信する。

3. 地域住民が安全・安心に暮ることができるまちづくり

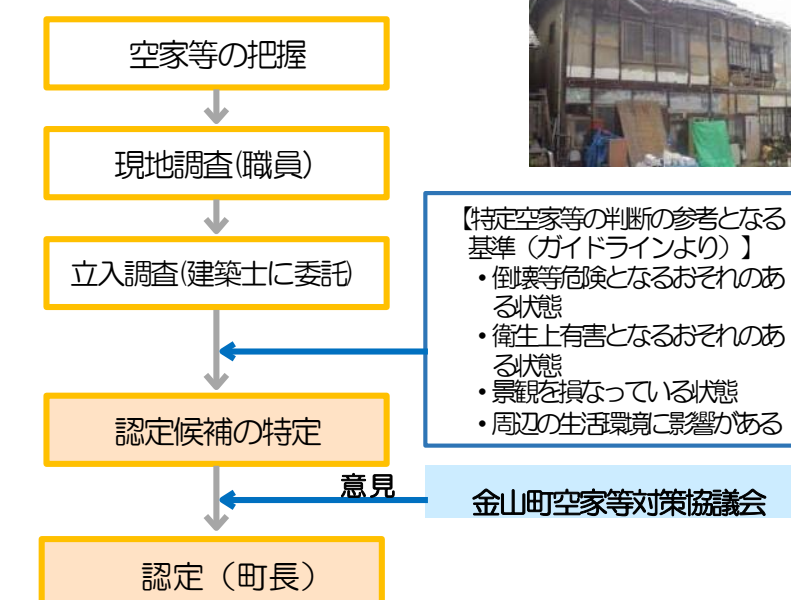
- 周辺環境に悪影響を及ぼす特定空家等の増加を抑制するため、所有者等に対する意識啓発活動を行いながら、予防措置を進める。

4. 計画期間

- 平成28年度から平成32年度までの5年間

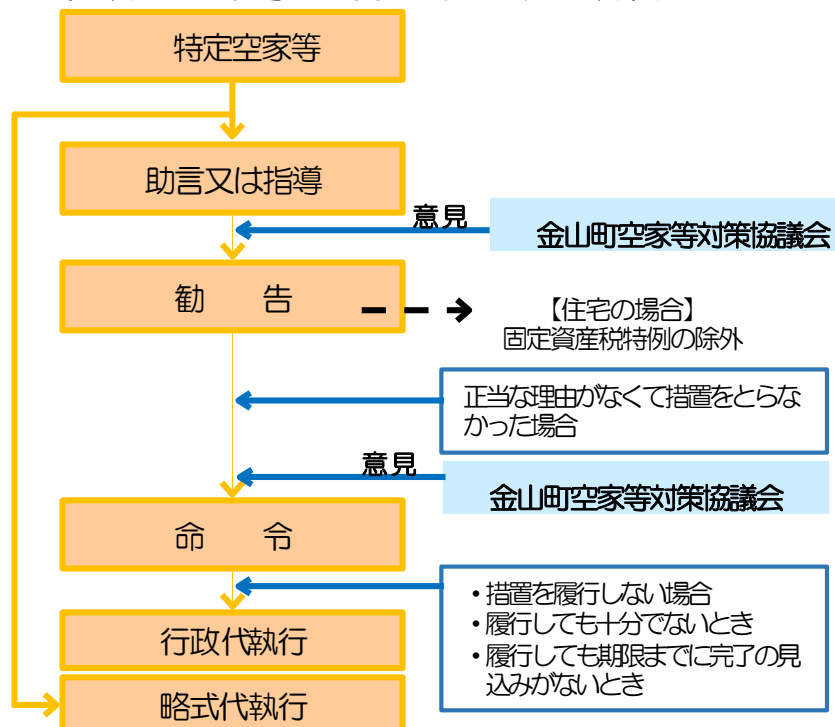
4～5、7、9. 空家等の調査に関する事項、所有者等による空家の適切な管理の促進に関する事項、町民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1. 特定空家等の認定



※ 特定空家等の認定の際の判断は一律のものではなく、当該空家等の立地環境等地域の特性や、気候条件等地域の実情に応じ、個別に判断する。

2. 特定空家等に対する措置及び特例



6. 空家等及び除却した空家等に係わる跡地の利用の促進に関する事項

1. 利活用促進体制の整備

- 金山町空家情報バンクの検討
- 空家の賃貸契約の新しい形の検討
- 空家相談窓口
(復興政策課に設置：ワンストップ窓口とする)

2. 利活用する者への支援

- 金山町空き家・住宅改修補助（リフォーム・増築等の工事費2/3補助（上限100万円））
- 木造住宅耐震診断・改修支援（耐震診断の支援、耐震工事費1/2補助（上限100万円））



3. 町による空家等の利活用

- 町施策（移住・定住促進、地域活性化）による利活用
- 地区からの要望があった場合の利活用検討

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

1. 金山町空家等対策協議会

2. 金山町空家等対策検討委員会

3. 庁内体制

